○関東地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百八十三号東京都市計画道路事業幹線街路環状第四号線及び幹線街路放射第二十五号線

三　事業施行期間　自平成十三年八月二十一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第四十七号東京都市計画道路事業補助線街路第二百二十九号線

三　事業施行期間　自平成十四年二月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第三十四号東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の一号線

三　事業施行期間　自平成三年一月十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第三百七十二号東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十五号線

三　事業施行期間　自平成二十二年十月十八日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第三十五号東京都市計画道路事業幹線街路環状第四号線

三　事業施行期間　自平成二十三年二月十四日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第百八十二号東京都市計画道路事業補助線街路第百二十号線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月三十一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都江戸川区松島一丁目二五六八番一から同区松島一丁目二五六七番一まで	前	四〇・五〇～五〇・五〇メートル	〇・〇一四キロメートル
	後	四〇・五〇～四〇・五〇	〇・〇一四

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十二号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘